特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１号

鹿児島県伊佐市大口原田９４０番地１
清算株式会社　山口畜産株式会社
代表清算人　　山　口　幹　夫
１　　決定年月日　令和８年８月６日
２　　主文　次の協定を認可する。

協　定

第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
（１）　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
（２）　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切捨てる。
第２　担保権付債権並びに一般債権及び劣後債権
１　定義
一般債権
一般債権とは、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　弁済及び免除
（１）　弁済原資
清算株式会社の保有現預金から清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資とする。
（２）　弁済
清算株式会社は、一般債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、弁済原資より、別紙１記載の清算株式会社の各一般債権の債権額に応じて按分して弁済する。
（３）　免除
一般債権者は、本項第（２）に基づく弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。
（４）　新たな財産が発見された場合の追加弁済
ア　本項第（２）の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、当該残額を清算株式会社の各一般債権の債権額に応じて按分して弁済する。
イ　アによる弁済を行った場合は、本項第（３）に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として本項第（２）に基づく弁済時に遡って効力を失う。
（別紙１省略）

鹿児島地方裁判所加治木支部

令和８年（ヒ）第２号

鹿児島県伊佐市大口下殿１０２３番地
清算株式会社　株式会社山幸イーティーセンター
代表清算人　　山　口　幸　博
１　　決定年月日　令和８年８月６日
２　　主文　次の協定を認可する。

協　定

第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
（１）　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
（２）　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切捨てる。
第２　担保権付債権並びに一般債権及び劣後債権
１　定義
一般債権
一般債権とは、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　弁済及び免除
（１）　弁済原資
清算株式会社の保有現預金から清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資とする。
（２）　弁済
清算株式会社は、一般債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、弁済原資より、別紙１記載の清算株式会社の各一般債権の債権額に応じて按分して弁済する。
（３）　免除
一般債権者は、本項第（２）に基づく弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。
（４）　新たな財産が発見された場合の追加弁済
ア　本項第（２）の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、当該残額を清算株式会社の各一般債権の債権額に応じて按分して弁済する。
イ　アによる弁済を行った場合は、本項第（３）に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として本項第（２）に基づく弁済時に遡って効力を失う。
（別紙１省略）

鹿児島地方裁判所加治木支部

再生計画認可

令和７年（再）第３号

和歌山県紀の川市下井阪２５０番地１
再生債務者　寺本佳之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には，民事再生法１７４条２項各号に該当する事由はない。
令和８年８月１０日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第２８８号

東京都大田区萩中３―14―５―307
再生債務者　海保　恵美
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３２４号

東京都多摩市鶴牧１－４－10―502
再生債務者　大谷　翔一
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４８号

川崎市宮前区有馬２丁目11番１号　かどやビル　202
再生債務者　馬淵　未月
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月８日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第３２号

相模原市中央区相模原３丁目５番23号　ハートスクエア302
再生債務者　佐藤　健太
１　決定年月日時　令和８年８月13日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月１日まで

横浜地方裁判所相模原支部